

令和8年度様似町成婚サポート事業実施業務仕様書

1 業務名

令和8年度様似町成婚サポート事業実施業務

2 業務の目的

結婚を望む町民に対し、町が契約する結婚相談所を利用する際の入会金等を助成することで、出会いの機会を提供することを目的とする。

3 履行期間

契約締結時から令和9年3月31日まで

※令和8年6月1日から事業開始を予定

4 業務の内容

- (1) 受付窓口運営
- (2) 利用者へお相手の紹介
- (3) 利用者に対するカウンセリング

5 業務の詳細

【共通事項】

- ・利用者に対し、結婚支援事業者を介した出会いについて、安全に利用するための知識を説明すること。
- ・個人情報保護法及びJISQ15001に準拠し、個人情報を管理すること。

(1) 受付窓口運営

町民からの問い合わせに対して事業内容を説明し、利用手続きを受け付ける窓口を設置すること。受付日に土日祝日を含むことが望ましい。

(2) 利用者へお相手の紹介

利用者が望む条件に合致するお相手を月に3名以上紹介できること。また、当町への移住を希望する方を優先的に紹介できること。

(3) 利用者に対するカウンセリング

利用者の希望に応じて活動に対する助言を対面、メール、電話、オンライン打合せ等で行うこと。対応可能日に土日祝日を含むことが望ましい。

6 見積対象の範囲及び条件

- ① 入会金
- ② 登録料
- ③ 月額利用料
- ④ 成婚料
- ⑤ 事務手数料（報告書作成費用等）

7 支払方法

業務に要する費用は運用開始日以降支払うものとし、詳細については契約書で定める。

8 対象利用者

- ① 町内に住所を有する20歳以上の方
- ② 結婚を前提として本事業に参加する意思のある方
- ③ 結婚後も町内に住所を有する意思のある方
- ④ 町税等に滞納が無い方

令和8年度募集人数 5名を予定。

9 その他

- ① 業務の遂行にあたっては、町と十分に協議を行い、町の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- ② 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ③ 仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、町と受託者で協議の上、決定する。